

宿泊税の 課税要件等について

令和7年3月28日
成田市

宿泊税の使途（案）

施策項目	事業例	必要となる予算額
受入環境の整備・充実	迎春対策（警備ほか） 観光施設等の維持・管理 バリアフリー化の支援 多言語化の対応 人材確保・育成の支援 交通手段の確保対策	約1億5千万円 約1億円～ 約1億5千万円
観光資源の魅力増進	各種イベントへの助成や支援 周遊観光の促進 新たな観光資源の発掘	約1億9千万円 約1億2千万円～ 約1億9千万円
国内外への情報（魅力）発信	観光協会支援事業 観光案内所運営事業 観光パンフレット等の充実 SNSによる情報発信の強化	約7千万円 約5千万円～ 約7千万円

- 上記の黒字での記載は、現段階での取り組みや令和6年度予算額であり、導入後、毎年度の予算編成の中で事業を決定する。
- 赤字は、懇談会、アンケートでの意見や先行導入自治体を参考に、今後考えられる施策やその予算額を記載している。
- 成田空港の更なる機能強化として発着回数が30万回から50万回に拡大することに伴う、外国人宿泊者数の増を考慮している。

成田市における宿泊税の課税要件（案）

	成田市案
課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という）への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊につき50円・100円・150円いずれかの一律定額制
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊（修学旅行等の例外規定なし）
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者 及び 宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合には、3か月分をまとめた納入を可能とする（具体的な要件については検討）
制度の見直し	条例施行後5年を目途に検討を行う
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額の2.5%（導入後の加算措置や上限の設定について検討）
システム改修補助	宿泊税の徴収事務に必要な会計システム改修等への支援を検討

税率

一律の定額制とする

- これまでの有識者懇談会の意見として、定額制が良いとの意見があった。
- 宿泊事業者へ行ったアンケート調査で、「宿泊客への説明が容易」、「税額の算出が容易」との理由で、約76%が、一律の定額制がよいと回答。
- 最も簡素となるよう考慮。
- 宿泊料で享受する行政サービスに差がないことを考慮。

定額で50円・100円・150円のいずれかとする

- 新規・拡充の事業費として約2億7千万円～4億1千万円を想定。（2ページ参照）
 - 宿泊者数をコロナ禍前、令和元年の375万人・直近令和5年の198万人として算定。
 - $270,000,000円 \div 3,750,000人 = 72.0\cdots円/人 \Rightarrow \underline{50円/人}$
 - $410,000,000円 \div 3,750,000人 = 109.3\cdots円/人 \Rightarrow \underline{100円/人}$
 - $270,000,000円 \div 1,980,000人 = 136.3\cdots円/人 \Rightarrow \underline{100円/人}$
 - $410,000,000円 \div 1,980,000人 = 207.0\cdots円/人 \Rightarrow \underline{200円/人} \Rightarrow \underline{上限150円}$
- ※ 千葉県の課税分150円を合わせた上限を300円とし、市課税分上限を150円とする。

免税点・課税免除

免税点は設定しない

- ・ 宿泊事業者へ行ったアンケート調査で、「宿泊金額によらず、すべての宿泊者から宿泊税を徴収しても良い」が57.1%、一方、「宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い」が42.9%であり、免税点は設定しないとする回答が多かった。
- ・ 季節や曜日で宿泊料が異なることにより、免税となったり、ならなかったりといった宿泊事業者の負担を考慮。
- ・ 千葉県の場合は免税点は設定しないとされていることから、市の制度が異なった場合の、宿泊事業者や宿泊者への負担等を考慮。

課税免除は条約に基づく外国大使等のみ

- ・ 宿泊事業者へ行ったアンケート調査で、「全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき」、「修学旅行生等は宿泊税を免除すべき」がともに47.6%であり、意見は2分されている。
- ・ 修学旅行生等を免除するために、修学旅行等教育旅行であることなどの証明書を取り扱うことへの宿泊事業者への負担を考慮。
- ・ 千葉県の案では修学旅行生等を免除しないとされていることから、市の制度が異なった場合の、宿泊事業者や宿泊者への負担を考慮。